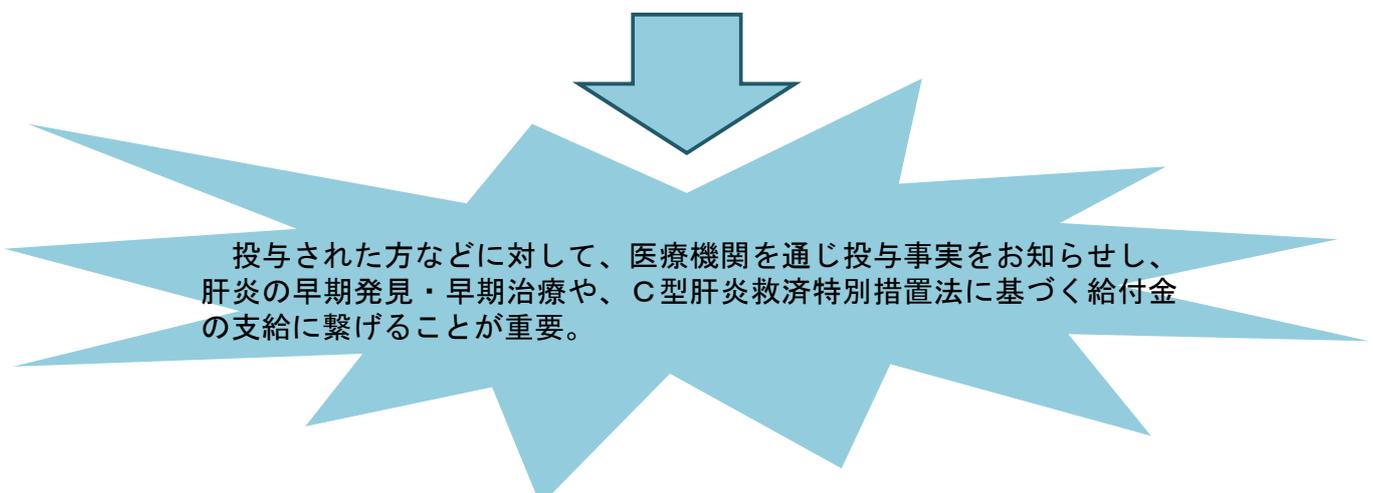


C型肝炎救済特別措置法に規定する特定フィブリノゲン製剤等が 納入されていた医療機関へのお願い（1 / 2）

平成30年3月
厚生労働省
医薬・生活衛生局
血液対策課

『特定フィブリノゲン製剤』又は『特定血液凝固第Ⅸ因子製剤』の投与によりC型肝炎ウイルスに感染した方を救済するために給付金を支給する「C型肝炎救済特別措置法※1」が改正され、2017（平成29）年12月15日に公布・施行された。これにより、給付金の請求又はその前提となる国を相手とした訴訟提起の期限が、2018（平成30）年1月から2023（平成35）年1月まで、5年間延長となった。

これらの製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染していたとしても、「投与の事実を知らない」また「感染の事実を知らない」といった理由から、潜在的な給付金支給対象者が未だ存在する可能性がある。



投与された方などに対して、医療機関を通じ投与事実をお知らせし、
肝炎の早期発見・早期治療や、C型肝炎救済特別措置法に基づく給付金
の支給に繋げることが重要。

※1 C型肝炎救済特別措置法…特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

1

C型肝炎救済特別措置法に規定する特定フィブリノゲン製剤等が 納入されていた医療機関へのお願い（2 / 2）

お願いしたいこと

- ① C型肝炎救済特別措置法が改正され、給付金請求の前提となる提訴期限が、5年間延長されたため、引き続き、平成6年※2以前のカルテ等※3を保管していただきたい。
 - ② 元患者の方等から特定フィブリノゲン製剤等の投与に関する問い合わせがあった場合には、可能な限りの情報提供をしていただきたい。
 - ③ 保管しているカルテ等を確認し、特定フィブリノゲン製剤等が投与された方を見つけ出していただきたい。
 - ④ 投与が判明した方又はその相続人に対し、速やかに、次のお知らせ等を行っていただきたい。
 - ・ 特定フィブリノゲン製剤等の投与事実
 - ・ 肝炎ウイルス検査の働きかけ
 - ・ 特定フィブリノゲン製剤等の投与によりC型肝炎ウイルスに感染した場合には、C型肝炎救済特別措置法に基づく給付金が支払われる場合があること
 - ⑤ ①～④の実施状況については、厚生労働本省医薬・生活衛生局血液対策課から納入先医療機関に対して調査票が送付される（2月下旬～3月上旬頃）ので、当該調査に協力いただきたい。
- （注）以上の内容については、2月下旬～3月上旬頃、厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課から対象となる医療機関に通知予定。

※2 平成6年…特定フィブリノゲン製剤等が投与された可能性のある期間の期末

※3 カルテ等…これまでの調査の結果、カルテ、手術記録、分娩記録、手術台帳、分娩台帳、麻酔記録、手術伝票、製剤使用簿、処方箋、輸液箋、注射指示箋、レセプトの写し、入院サマリー等から、投与事実が確認できている。

問合せ先

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課
TEL 03-3595-2395
FAX 03-3507-9064

課長補佐 山本 隆太 yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp
課長補佐 山本 匠 yamamoto-takumi02@mhlw.go.jp

■C型肝炎救済特別措置法とは

- C型肝炎訴訟は、5つの地方裁判所で、製薬企業や国が責任を負うべき期間や製剤の種類等の判断が分かれたことから、感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行（平成20年1月16日）。
- 特定の血液製剤（特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第Ⅸ因子製剤）の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。**給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合（※）、差額を追加給付金として支給。**
 - 【給付内容】
 - 肝がん・肝硬変、死亡 4,000万円
 - 慢性肝炎 2,000万円
 - 無症候性キャリア 1,200万円
- 給付を受けようとする者は、国を相手方とする訴訟を提起し、給付対象者であることを裁判手続の中で確認。確認されたら証明資料（判決、和解等）と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に請求を行う。
 - 請求又はその前提となる訴えの提起等は、**2023年(H35年)1月15日(法施行後15年)まで（→日曜日のため1月16日まで）（※）**に行わなければならない。

※平成24年法改正（H24.9.14施行）：①給付金の請求期限の延長（法施行後5年→10年）
 ②追加給付金の支給対象者の見直し
 （給付金の支給後10年以内に症状が進行→**20年以内**）

平成29年法改正（H29.12.15施行）：給付金の請求期限の延長（法施行後10年→**15年**）

= 仕組み =



●対象製剤



製薬企業	製剤名	流通期間
田辺三菱製薬	特定フィブリノゲン製剤 (フィブリノーゲン-BBank、 フィブリノーゲン-ミドリ、 フィブリノゲン-ミドリ、 フィブリノゲンHT-ミドリ)	非加熱製剤 S39～S62
		加熱製剤 S62～H6
日本製薬	特定第Ⅸ因子製剤 (コーナイン、 クリスマスシ、 クリスマスシ-HT)	S47.4～S54.9 S51.12～S63.4 S60.12～H6.6
		S47.6～S63.12